

確定申告はお早めに!

龍野納税だより

発行所
 公益社団法人龍野納税協会
 龍野納税貯蓄組合連合会
 たつの市龍野町富永 702-1
 TEL 0791-62-1700
 協賛
 龍野県税事務所



十和田湖



納税協会ホームページは、お役に立つ情報が満載です!



「^{はっかとうげ}発荷峠展望台」は、十和田湖を見下ろす数ある展望台の中でも、最高のビューポイントと言われる場所で、眼下に西湖、右側には変化に富んだ入り江が美しい中山半島、その向こうにお椀を伏せたような形の御倉山が見え、正面には十和田カルデラの外輪山の連なりが見渡せます。

新緑の6月、NKメンバーズツアーはこちらを訪れます。

詳しくは、当納税協会ホームページをご覧ください。

納税協会イメージキャラクター「のうちゃん」

第5回「NKメンバーズツアー」

旅行代金 (2名1室以上の場合 お一人様) 145,000円(消費税込み)

旅行期間 2024年6月6日(木)～6月8日(土) 申込締切日 2024年4月5日

旅行主催会社 東武トップツアーズ(株)大阪法人事業部

今年度は、相生・西脇納税協会の皆様と同一班です。異業種交流、ビジネスチャンス拡大のきっかけ作りになることと思います。多数のご参加をおまちしております。

<p>ANA1851 伊丹空港 → 青森空港 == ホテルサンルート五所川原【昼食】 == 立佞武多の館 == 8:50 10:30 11:00 11:40 12:30 12:35 13:30</p> <p>*シアター13:00～</p> <p>※フライトスケジュールは、往復共に変更の可能性あり</p> <p>*演奏あり (14:00～14:20) == 津軽三味線会館... 太宰治記念館【斜陽館】 == 発荷峠展望台 == 十和田ホテル 13:50 15:00 16:45 17:00 17:15頃</p>	<p>【十和田湖】 十和田ホテル 夕食 宴会</p>
<p>奥入瀬渓流散策 十和田ホテル == 鏡子大滝 == 石ヶ戸奥入瀬渓流 (散策) == 料亭 富士見館【昼食】 == 8:30 9:00 9:30 9:45 10:15 11:30 12:30</p> <p>== 花輪SA == あさ開 (酒蔵見学) == 愛隣館 13:25 13:40 15:00 15:40 16:45頃</p>	<p>【新船温泉】 結びの宿 愛隣館 夕食 部屋食</p>
<p>愛隣館 == 小岩井農場 == 湖畔の杜レストラン ORAE【昼食】 == たつこ像 == 角館 == 8:30 9:40 11:20 12:20 13:20 13:35 13:50 14:20 16:00</p>	
<p>ANA1656 == 秋田空港 == 伊丹空港 16:50 18:10 19:50</p>	

令和5年分の
 所得税及び復興特別所得税の
 確定申告の相談・申告書の
 受付は、

**2月16日(金)から
 3月15日(金)までです。**

※「復興特別所得税額」の記載
 漏れのないようご注意ください。

大阪国税局・税務署

確定申告のお知らせ

確定申告会場の開設期間は

令和6年2月16日(金)から

令和6年3月15日(金)までです

(土・日曜、祝日を除く)

相談受付は16時までです。

入場整理券の配布状況により早めに受付を終了します。

入場整理券は各会場で当日配布するほか、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。

ご自宅等から

確定申告会場は、大変混雑します。

スマホ・パソコンによるe-Taxをご利用ください！

- ✓ 申告のご相談は、ご自宅からチャットボットや電話でも可能です
- ✓ e-Tax利用に際しての不明点についても電話でお問い合わせいただけます



STEP 国税庁ホームページの
1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます

税務署に行く手間がかかりません
確定申告期間中は24時間いつでも利用できます

確定申告書の作成はこちらから

STEP **2 申告書を作成**

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP **3 申告書を提出**

- 国税庁ホームページからe-Taxで送信
- 印刷して郵送等で提出

e-Taxの送信方法は2通り！

【方法1】マイナンバーカード方式

次の2つでe-Tax送信できます



※電子証明書の有効期限切れや住所変更等に伴う失効にご注意ください。

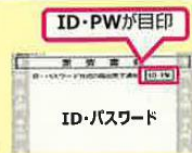
パソコン・スマホ申告はICカードリーダーライターが不要です。

マイナポータルアプリをインストールするだけ！

【方法2】ID・パスワード方式

【用意するもの】

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



※ IDとパスワードは、税務署などで交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。



ご自宅等からのe-Taxにご協力をお願いします。



大阪国税局・税務署

国 税 コ ー ナ ー

確定申告会場への来場を検討されている方へ

「ご自宅から申告できるe-Tax」をご利用ください

STEP 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます



税務署に行く手間がかかりません
確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



STEP 2 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3 申告書を提出

- 国税庁ホームページからe-Taxで送信
- 印刷して郵送等で提出

e-Taxの送信方法は2通り!

【方法1】マイナンバーカード方式

次の2つでe-Tax送信できます



パソコン・スマホ申告はICカードリーダーが不要です

マイナンバーカード※ マイナンバーカード読取対応のスマホ

※電子証明書の有効期限切れや住所変更等に伴う失効にご注意ください。

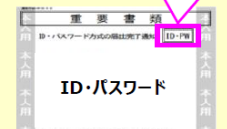


マイナポータルアプリをインストールするだけ!

【方法2】ID・パスワード方式

【用意するもの】

- ID (利用者識別番号)
- パスワード (暗証番号)



※ IDとパスワードは、税務署などで交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**チャットボット**や**電話**でも可能です
- ✓ e-Taxに関するお問合せは**e-Taxホームページ**でご確認ください

チャットボットへのご相談はこちら



e-Taxに関するお問合せはこちら



確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です (作成済申告書の提出のみであれば不要です)
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINE**を通じた**オンライン事前発行**も可能です

国税庁 LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

- ※ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。
- ※ 当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。



「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択



税務署や来場希望日時を選択 (申込は来場希望日の10日前から可能)



入場時にはこの画面をご提示ください

内容を確認して「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示すればOK

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2024.1.4 木曜日 Start

所得税の確定申告

(令和5年分)

2024.2.1 木曜日 Start

消費税の確定申告

(令和5年分)

▼以下の項目についても公開中

インボイス制度

年末調整 (1/31まで公開)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

国 税 コ ー ナ ー

Step 1

相談内容を選択



Step 2

相談のしかたを選択

- メニューから選択
- 文字で入力する



相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク🔗を
クリック

- チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- 画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

国税に関するご質問・ご相談は 国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力

チャットボットは
こちらからチャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる

タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください（次頁）



電話で解決

「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - 5901 ^{コ ク ゼ イ} (全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



税務署への電話は
こちらから

所轄の税務署へ電話して**音声案内「2」**を選択してください（「税務署」につながります。）。

(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)

国 税 口 一 十 一

令和5年分確定申告をされた方へ

納付
される方へ

申告所得税
及び復興特別所得税

**消費税及び
地方消費税**
(個人事業者)

納 期 限

令和6年
3月15日 金

令和6年
4月23日 火

振 替 日
(振替納税をご利用の方)

令和6年
4月1日 月

令和6年
4月30日 火

✓ 振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありません。
納税は簡単・便利な振替納税又はその他の納付方法(※)で納期限までに納付してください。

✓ 振替納税をご利用の方

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

国税庁 e-Tax
キャラクター



還付金のお支払いは申告書を提出されてから、**1か月から1か月半程度**時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

還付
の方へ

納税は**簡単・便利な**
振替納税(口座振替)で!

- ✓ 振替日に預貯金口座からの引落としにより自動的に納付ができます。
- ✓ 現金を持参する必要がなく安全です。
- ✓ 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただくだけです(初回のみ)。

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なしにオンラインで送信できます。

※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp>からアクセスできます。

※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも可能です。

(PDF/3,054KB)



※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などがあります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

国税 納付手続

検索

国 税 口 一 十 一

ご利用手順-直接アクセスする場合-

e-Taxの受信通知（納付区分番号通知）からアクセスされる場合は、下記手順の①と②の入力の必要はありません。

- 1** 国税庁 e-Taxの受信通知（納付区分番号通知）からアクセスする
- 2** 注意事項を確認したらチェックを入れ、「次へ」を選択
- 3** 利用するPay払いを選択し、「次へ」を選択
- 4** 氏名・住所などを入力し、「次へ」を選択
- 5** 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 6** 入力内容を確認し、「納付」を選択 → 選択したPay払いが起動 → Pay払いで支払手続が完了すると「へ」へ遷移
- 7** 納付内容(PDF)データを取得する場合は「納付内容をダウンロード」を選択※6
- 8** (参考)「」でダウンロードを選択した場合、納付情報が表示されたページをダウンロードできます。

※6 スマホアプリ納付の納付内容を確認することはできませんので、ダウンロードをお勧めします。



△フィッシング詐欺にご注意ください!

国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスする際は、国税庁ホームページの「税の情報・手続・用紙」>納税・納税証明書手続>納税に関する総合案内>国税の納付手続>スマホアプリ納付 からアクセスしてください。

国税の納付は スマホアプリ納付で!

スマホアプリ納付とは?

スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、Pay払いを選択して納付する手続です。決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。※1）

なお、e-Taxで申告データを送信後、受信通知（納付区分番号通知）から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- ✔ 全ての税目で納付可能! ※2)
 - ✔ いつでも、どこでも納付可能! ※3)
 - ✔ 事前の届出不要!
 - ✔ 決済手数料なし! ※4)
- ※1 源泉徴収税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-tax C徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能
 ※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税（いずれも強制課税分以外）は利用できません。
 ※3 各決済アプリのシステムメンテナンスによる利用できない時間帯があります。
 ※4 ご利用にかかるとの通信料は自己負担となります。

利用可能なスマホアプリ決済

PayPay d払い auPAY LINE Pay
amazon pay R Pay

- ### ご利用に当たっての注意事項
- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
 - 領収書は発行されません。
 - アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前にご利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
 - 納付しようとする金額が30万円以下の場合にご利用可能です。 ※5)
 - ※5 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

国 税 コ ー ナ ー

令和5年11月

システム導入が
難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からは**どうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 次頁へ

国 税 コ ー ナ ー

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されました。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます

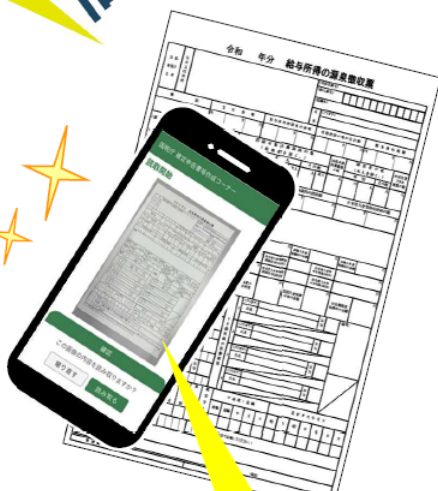


国 税 コ ー ナ ー

自宅から スマホで申告

してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略
※一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送料が不要

早期還付

還付金の振込みが早い
※2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
(書面提出の場合は4～6週間程度で還付)

他にもメリットあります！

- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能
- ・マイナンバーカードの読取回数は原則1回※

※初めてマイナンバーカードを使用して確定申告を行う場合は、読取回数が2回になります。



4年で約20倍



スマホ申告増加！



全国で249万人が、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告

詳しくは次頁をご覧ください！！▶▶▶

国 税 コ ー ナ ー

申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から!

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス



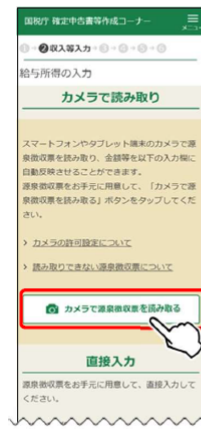
作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】



STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算!

スマホなら、**カメラ**で『給与所得の源泉徴収票』を読み取って**自動入力**!



給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



さらに

マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

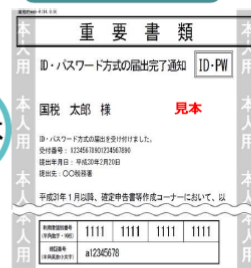
国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



※ パソコンの場合 ICカードリーダライタでも可

ID・パスワードをお持ちの方

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を確認!
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国 税 コ ー ナ ー

▶ 決算書等入力マニュアル

① 申告準備

「**確定申告書等作成コーナー**」にアクセスし、「**決算書・収支内訳書 (+ 所得税)**」を選択します。質問に回答し、「**次へ**」ボタンをタップして準備を進めていきます。



【マイナンバーカード方式の場合】

マイナポータルAPのインストールが必要です。

Android iPhone
マイナポータルAP

読み取り対応端末の一覧はこちら！

パスワードを入力

読み取り開始をタップ

※パスワードはマイナンバーカードを受け取った際に設定されたものです。
※パスワードを3回連続で間違えると、ロックされ、市区町村でパスワードの初期化手続きが必要となります。ご注意ください。

【ID・パスワード方式の場合】

ID・パスワードを入力

利用者識別番号等の入力

※既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますのでご確認ください。

作成する決算書・収支内訳書と、その種類を選択します。



※税務署から青色申告の承認を受けている方は「**青色申告決算書**」を、それ以外の方は「**収支内訳書**」を選択します。

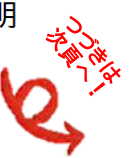
「**青色申告決算書**」の作成は次頁を、「**収支内訳書**」の作成は次々頁をご覧ください。

※**入力の途中で決算書・収支内訳書の種類を変更する場合は、入力内容が削除されますので、正しく選択して下さい。**

※このマニュアルでは、「**営業等所得がある方**」を例に説明しています。

※申告内容によって表示画面が異なる場合があります。
 ※ご利用には別途通信料がかかります。
 ※このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

・iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他国で登録されたApple Inc.の商標です。
 ・iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
 ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。



国 税 コ ー ナ ー

↓ 青色申告決算書の方

② 決算書等の作成

「売上（収入）金額の合計」をタップし、売上（収入）金額と仕入金額を入力します。



売上（収入）金額と仕入金額は、月別に金額を入力し、入力が終わったら「次へ」をタップします。

※ 売上金額は合計金額を入力することもできます。

売上(収入)金額と売上原価が入力されました。

「経費の合計」をタップすると、内訳が表示されるので、該当項目を入力します。

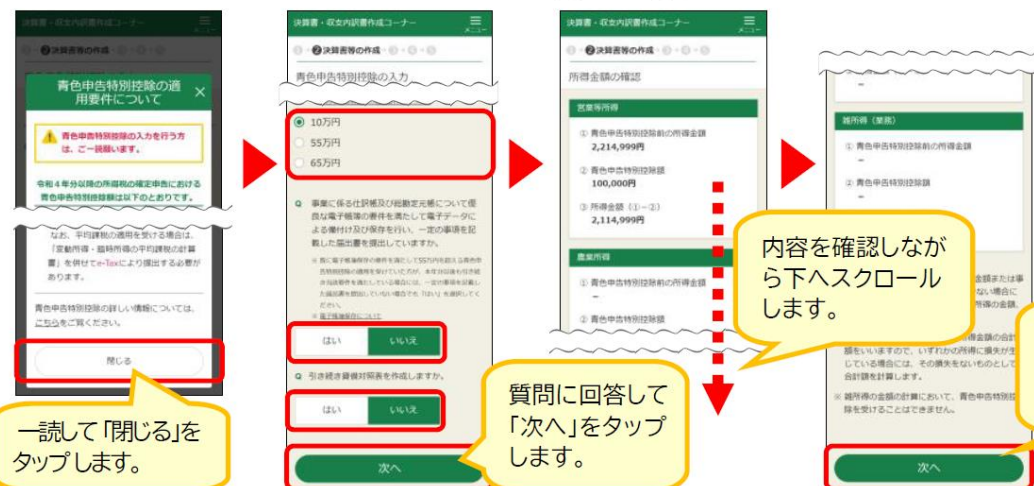


経費の入力が終了すると、「売上(収入)金額の合計」と「青色申告特別控除前の所得金額」が表示されます。

他の種類(農業、不動産など)の決算書も作成する場合には、該当する所得をタップして作成します。

入力が終了したら「次へ」をタップします。

青色申告特別控除の内容を入力し、所得金額を確認します。



一読して「閉じる」をタップします。

質問に回答して「次へ」をタップします。

内容を確認しながら下へスクロールします。

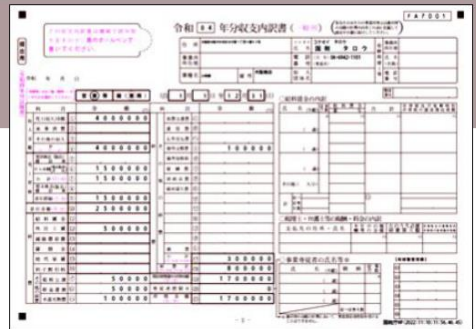
確認が終われば「次へ」をタップします。

国 税 コ ー ナ ー

↓ 収支内訳書の方

② 収支内訳書等の作成

「収入金額の合計」をタップし、売上（収入）金額等を入力します。



売上先名を2か所以上入力する場合は⊕マークをタップします。

入力が終われば「次へ」をタップします。

「売上原価の合計」をタップし、仕入金額等を入力します。



仕入先名を2か所以上入力する場合は⊕マークをタップします。

入力が終われば「次へ」をタップします。

「経費の合計」をタップすると、内訳が表示されるので、該当項目を入力します。



経費の入力が終了すると、「売上(収入)金額の合計」と「専従者控除前の所得金額」が表示されます。

他の種類(農業、不動産など)の決算書も作成する場合には、該当する所得をタップして作成します。

入力金額を確認した後、「次へ」をタップします。

入力が終われば「次へ」をタップします。

国 税 コ ー ナ

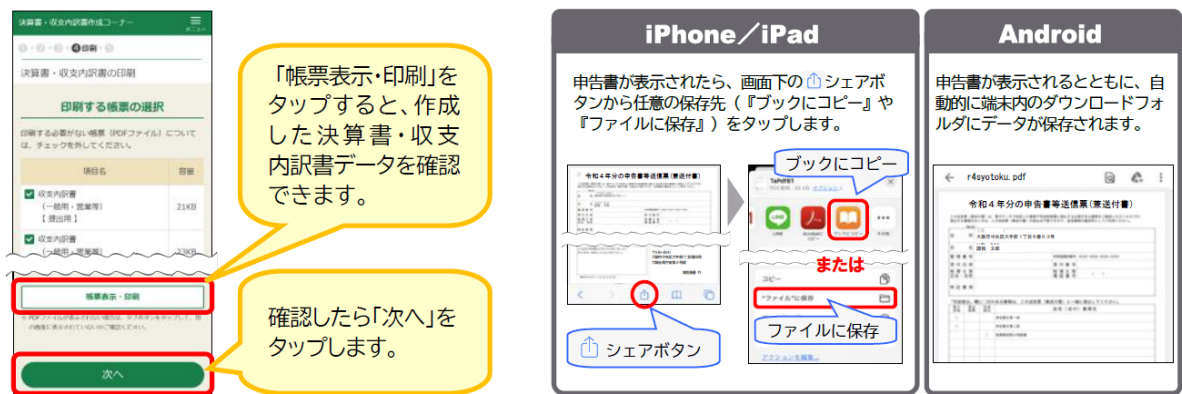
③ 住所等入力

住所・氏名等を入力します。
郵便番号を入力すると、住所の一部や提出する税務署等が自動入力されます。



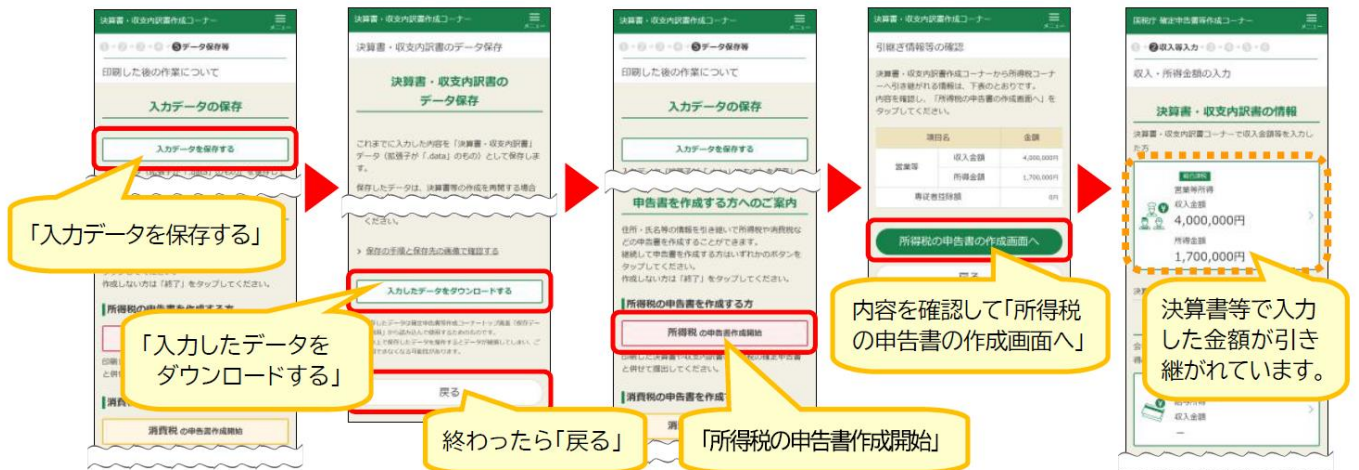
④ 決算書等の印刷 (保存)

作成した決算書データ (PDF) を確認し、保存します。



⑤ データ保存等

入力データを保存し、引き続き所得税の申告書を作成します。



国 税 コ ー ナ ー



令和5年10月1日 インボイス制度開始

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例

新たに課税事業者になられた方には、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例の手引き



自 宅 で e - T a x

e-Taxを使うと自宅やオフィスから申告ができます。なお、**個人事業者の方は、確定申告書作成コーナー**で、手軽に申告書が作成できます。

<法人向け>
e-Tax
ホームページ



<個人向け>
確定申告書等
作成コーナー



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめていますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

相談窓口一覧表



国 税 コ ー ナ ー

登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。
登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができる**e-Tax**をご利用ください。
- 課税事業者の方は原則として登録を受けた日から、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その**登録希望日から登録を受けることができます。**
- 登録のご検討に当たっては、**国税庁HPの情報ガイド、各種説明会・登録要否相談会、オンライン説明会**をご活用ください。

インボイス制度
の説明会



お問い合わせが多いご質問など



- **お問い合わせが多いご質問などを国税庁HPに掲載しています。**
登録申請手続を行ったが、登録番号の通知がない場合の売手の対応やその場合における買手の対応等を公表しております。

お問い合わせが多い
ご質問など



補助金など支援策について知りたい方へ



インボイス対応に必要なITツール導入を支援する補助金制度や小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。詳しくは中小企業庁のHPをご確認ください。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度を詳しく知りたい方へ

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続、消費税の申告手続に関する情報等を掲載しています。
インボイス制度を機に新たに消費税の申告が必要となる事業者の方もこちらをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



令和5年分 確定申告

土地等譲渡所得*

※ 土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得も含まれます。

贈与税の相談は

相談日指定

の対応となります！



ご理解とご協力をお願いします。

◎ 相談日程 (○ …相談日)
【令和6年】

会 場

龍野税務署
確定申告会場

相談受付は
16時までです

月	火	水	木	金
				2/16
19	20	21	22	23 (祝日)
26	27	28	29	3/1
4	5	6	7	8
11	12	13	14	15

税 龍野税務署

※ この文書による行政指導の責任者は税務署長です。

ご来場に当たっての留意事項や必要書類は次頁をご覧ください

■ 確定申告会場ご来場の際の留意事項

- ✓ 会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。
入場整理券は、各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ✓ 来場者数によっては、**早めに相談受付を終了**する場合があります。
- ✓ ボールペンなどの筆記用具・計算器具類をご持参ください。
- ✓ 土地等譲渡所得及び贈与税の相談日以外に来場された場合、対応できないことがあります。

■ 相談の際にご持参いただきたい書類等

◎ 土地等譲渡所得のご相談

- 1 譲渡した資産の物件や譲渡価額などが分かる書類一式（売買契約書など）
- 2 譲渡した資産の購入価額や購入時期などが分かる書類一式（同上）
- 3 購入した時、譲渡した時に支払った費用が分かる書類一式（仲介手数料、登記費用の領収書など）
- 4 給与(年金)所得など他の所得がある方は、給与(年金)所得の源泉徴収票などの書類
- 5 各種所得控除等（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の支払いを証する書類
- 6 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 7 利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

◎ 贈与税のご相談

- 1 取得した財産が分かる書類（贈与契約書、登記事項証明書など）
- 2 取得した財産の評価に当たって必要な書類として、例えば次のような書類
 - ① 土地等（路線価方式で評価する場合）
 - イ 実測図又は公図の写しなど、土地の形状、奥行距離、間口距離などが分かる書類
 - 贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
 - ② 土地等（倍率方式で評価する場合）
 - イ 固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
 - 贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
 - ③ 家屋・建物
固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
- 3 本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- 4 利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

※ 土地等譲渡所得及び贈与税の各種特例を受けるためには、要件を満たすことを証する書類の添付が必要となる場合があります。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。税務署にお尋ねください。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

!

令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



県 税 コ ー ナ ー

個人事業税の申告について

♪確定申告書第二表「事業税に関する事項」欄の記載をお願いします♪

個人事業税が課税になる事業所得などがある方は、
該当項目があれば必ず記入してください！

※該当するにもかかわらず申告
及び記載がない場合は、
事業税の各種控除が受けられ
ませんのでご注意ください。



○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」 及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
			円	円
			(48) 源泉徴収税額の合計額	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
	円	円	円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額 控 除 額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
		円	円	円	円	○	○	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名		個 人 番 号			続柄	生 年 月 日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
					明・大 昭・平		円	障	特	障
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の 不 動 産 所 得	円	前年中の 開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など					
上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所		氏名	住所		所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	給与	円	一連 番号	

③

②

④

①

⑤

記載上の留意点

- ① 所得税で青色事業専従者とせず配偶者控除等の対象とした人で、その事業に従事し、給与の支払いが実際にある場合は、事業税では事業専従者にできますので、記載してください。
- ② 社会保険診療報酬等に係る所得がある場合は、「所得金額」欄に社会保険診療分の収入金額を記載してください。(県税事務所において所得金額を計算します。)
- ③ 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記載してください。

- ④ 事業税が課税される事業に使用していた機械、車両等の事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合で譲渡損失額があれば、記載してください。

- ⑤ 令和5年の途中で開業または廃業した場合は、その月日を記載してください。

【お問合せ先】

龍野県税事務所課税第1課 TEL 0791 (63) 5670

つなげよう 協会の輪

青年部会活動報告



1月16日 神部小学校(土井氏)



1月19日 石海小学校(見村氏)



納税協会からのお知らせ

納税協会ホームページに2つの会員サービス
ご利用ください! www.nouzeikyokai.or.jp

その1 会員検索サービス (ホームページリンク集)

納税協会の会員企業を自己PR付きで紹介しています。協会別、地域別表示はもちろん、自由語検索機能で特定の商品やサービスを扱う会員を探すことができます。もちろん各社のホームページへリンクしています。納税協会ホームページの「会員検索サービス」からお入りください。

その2 会員だけの特典! 「会員専用サポートサービス」

会員のみなさまに、必ず役立つビジネスレポートや健康プログラムを無料でお届けします。納税協会ホームページの「会員専用サポートサービス」からお入りください。はじめて利用されるときは、「はじめてご利用の方」よりサービス登録番号 **T00200** を入力して、登録画面で必要事項を入力ください。

会員の皆様

「会員検索サービス(ホームページリンク集)」にあなともご登録ください。

登録方法は

1. まず、www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/ にアクセス
2. 登録フォームに必要情報を直接入力

リンク完了! リンク集への掲載は、ご所属の納税協会が会員登録をさせていただきます。いただいた後になりますので1週間程度かかります。ご了承ください。

サービス内容

・ビジネスレポート

経営や財務、税務、生活、趣味など幅広いジャンルの「ヒント」を1,000種類用意し、企業経営者のみなさまに提供します。

租税教室開催

令和6年1月16日、たつの市立神部小学校、また1月19日、太子町立石海小学校の6年生を対象とした租税教室を実施しました。

青年部会から神部小学校には土井和行部顧問(土井板金工業)、石海小学校には見村さん(見村瓦店)に講師になっていただきました。

身近な税金の話をして、税のある世界ない世界のビデオ上映の後、税金の必要性を実感して自分たちが恩恵を受けている税金の額をクイズ形式で答えた後に学校建設には15億円かかると話して、1億円を視覚に訴えるべく、模擬紙幣を見せながらの説明に、子供達の目が釘付けとなり大いに盛り上がりました。きっと忘れることのないインパクトのある租税教室になったことと思います。



税務署三署合同若手職員研修会について

令和5年12月5日(火)、姫路税務署大会議室にて「三署(姫路・龍野・相生)合同若手職員研修会」が開催されました。

当日は、若手職員46名、幹部職員10名の計56名と多数の参加者があり、青年部会会員で株式会社KADOの倉谷社長さんが「これからの働き方と学び方」というテーマで講演をされました。

最初に、企業の沿革及び事業内容についての説明をされる中で、倉谷社長の新しい発想や技術にどんどん挑戦し続ける話をされ、仕事とは自分で解決できないからやらないではなく、「分

からないところは分かる人を探し出して聞く」そして「最後までやり切ることが大事」と熱弁されていました。

税務署若手職員から、どういった基準で新規採用をするかなど講演予定時間をオーバーする多数の質問があり、若手職員にとって、責任をもって最後までやり切る大切さなど税務の職場においても通ずる貴重な講演となったということです。